

○羽村市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 4 年12月28日条例第30号

改正

令和 6 年12月18日条例第39号

羽村市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、羽村市（以下「市」という。）の機関であって、市長、水道事業の管理者の権限を行う市長、下水道事業の管理者の権限を行う市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第 3 条 法第89条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、同項の規定により当該電磁的記録についての開示の方法として規則で定める方法による交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

3 前項に規定する写しの交付に要する費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(諮問に添える書類)

第 4 条 法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問は、規則で定める書類を添えてするものとする。

(施行状況の公表)

第 5 条 市長は、毎年度、市の機関に係る法の施行の状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(羽村市個人情報保護条例の廃止)

第2条 羽村市個人情報保護条例（平成15年条例第22号）は、廃止する。

(羽村市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の羽村市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第11条第3項の規定による職務上及び事務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において実施機関の職員であった者

（2） 施行日前において実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う市の公の施設の管理事務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第15条第1項若しくは同条第2項（旧条例第25条第3項又は第29条第2項において準用する場合を含む。）、第25条第1項若しくは第2項又は第29条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第15条第1項に規定する自己情報の開示（当該開示を写しの交付により行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用を含む。）、訂正及び利用等の中止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(令和6年12月18日条例第39号抄)

(罰則の適用等に係る経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

付 則（令和6年12月18日条例第39号）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。